

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月6日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(学び直し)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第4条関係) 第7の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	佐賀県立高等学校就学支援金等交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 佐賀県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金を支給するものとし、その支給については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。)、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。)、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。)及びこの要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		佐賀県立高等学校就学支援金等交付要綱